

第三十九回 帝國議會 東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案外二件特別委員會議事速記録第二號 貴族院

大正六年七月十一日(水曜日)午後零時五十九分開會

○委員長(侯爵德川賴倫君) 前會ニ引續イテ是カラ開會イタシマス

○男爵高木兼寛君 前會ニ於キマシテ東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案ニ付テハ詳細承ハッタ譯デアリマシタガ、本文中ニ臨時ノ支出ニ係ル法律案ナルニ拘ラズ、大正七年度以後當分ノ内毎年度各金一万五千圓以内「ト云フコトカ附加ヘテアリマス」ノデ、自然七年度以後ノ計算ハ臨時デナキモノニ當ルノデゴザイマス、ソレ故ニ此儘イツ終ルカ時期モ不明ニ屬スル譯デアリマス、ガ當局ニ於テハ此擴張ノ完成期マデ、一通リ出來上リマスルノハ八年度テ終ルヤウデアリマス、其時マデ大體ニ於テ當分ト云フ意味ヲ含ムコトトシ、其後ニ至リ尙ホ此筋ノ資金ヲ要スル場合ニ於テハ何カ他ニ方法ヲ御執リニナルト云フ御見込ガゴザイマス、ソレヲ一ツ伺ッテ置キマス

○國務大臣(岡田眞平君) 此法律ニ付キマシテハ私ハ少シ差支ガゴザイマシタノデ此所ヘ出席イタシマセヌデゴザイマシタガ、政府委員カラ段々御説明ヲ申上ゲマシタノデゴザイマスガ、高木男爵ノ御尋ノゴザイマシタヤウニ、本年度ニ於テ是ハ俄ニ著手イタシマスルケレドモ、八年度ニ至ッテ完成ヲ致シマスノデ、ソレヲ目安ニシテ此「當分ノ内」ト云フコトヲ書イテゴザイマスノデアリマス、其八年度ニ至リマシテ尙ホ此經費ヲ引續イテ支出スルコトヲ要シマスル場合ニ於キマシテハ、マデ此帝國大學ノ特別會計法ニ付キマシテハ整理ヲ致シマスル必要モゴザイマスノデアリマスカラ、其際ニ至リマシテ總テ一括シテ整理ヲ致スヤウニ致シテ居ルノデゴザイマス、此段ヲ御答イタシマス

○男爵高木兼寛君 了解イタシマシタ、唯今大臣ノ言明ノ通りデアリマスレバ、本案ハ其儘原案ノ通り可決イタシタガ宜シカラウト思フ、各位ノ御賛成ヲ願ヒタイ

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○委員長(侯爵德川賴倫君) 皆サン御異議ハゴザイマセヌカ、此儘可決イタシテ宜シウゴザイマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○男爵高木兼寛君 次ニハ京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案ニ付テ申上ゲマス、是ハ至當ナ法案ト存ジマスルカラ原案ヲ贊成イタシマス、ドウゾ御賛成ヲ願ヒタイ

○委員長(侯爵德川賴倫君) 皆サン御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(侯爵德川賴倫君) ソレデハ可決ト認メマス、次ニ移リマス

○男爵高木兼寛君 次ニ學校及圖書館特別會計資金ノ一部ヲ一般會計ニ繰入ルル件ニ關スル法律案、是亦原案ヲ贊成イタシテ然ルベキモノト存ジマス、御賛成ヲ願ヒタイ

○委員長(侯爵德川賴倫君) 御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(侯爵德川賴倫君) 全會一致デ可決ト認メマス、ソレデハ是デモウ終了イタシマシタ

午後一時六分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵德川 賴倫君 副委員長 男爵高木 兼寛君

委員 伯爵萬里小路通房君 男爵神田 乃武君 福原鏐二郎君

男爵藤堂 高成君 石井省一郎君 湯淺 倉平君

國務大臣 文部大臣 岡田 眞平君

政府委員 文部次官 田所 美治君

文部省普通 學務局長 赤司鷹一郎君 文部省專門 學務局長 松浦鎮次郎君

文部書記官 山崎達之輔君

大正六年七月二十五日印刷

大正六年七月二十六日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局